

町民課 町民係 内線2125

●年金相談について

年金加入記録や受給手続きなどについての『移動年金相談所』を開設します。

相談には、川内社会保険事務所の職員が応じます。質問や相談などがありましたら、年金手帳、年金証書、印鑑などをもってお越しください。また、代理の場合は、委任状が必要です。

■日時 = 4月14日(火) 午前10時～午後3時

■場所 = 宮之城ひまわり館『たすけあい室』

■問い合わせ
川内社会保険事務所 ☎22-5276

●年金を受けている方が亡くなったとき

年金を受ける権利は、年金を受けている方が死亡するとなくなりませんが、年金は死亡した月の分まで支払われます。死亡した方に支払われるはずであった年金が残っているときは、遺族の方にその分の年金(未支給年金)が支払われます。

遺族の方などが、「未支給年金保険給付請求書及び死亡届」を役場年金係又は川内社会保険事務所に提出してください。

「未支給年金保険給付請求書及び死亡届」には、「年金証書」のほかに戸籍抄本、住民票抄本など、死亡の事実を明らかにできる書類が必要です。この届が遅れますと、年金を多く受け取り過ぎて、後で返さなければならなくなることもありますので、ご注意ください。

未支給年金を受け取ることで、できる遺族の方は、年金を受けていた方の死亡当時、その方と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹です。

未支給年金を受けられる順位もこのとおりです。

●国民年金の手続きをお忘れなく

会社を退職されたときは国民年金の届出が必要です。

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。

会社を退職されたときは、厚生年金から国民年金(第1号被保険者)への変更の届出が必要となり、また、厚生年金に加入していた方に扶養されている配偶者(第3号被保険者)の方も、第1号被保険者への変更の届出が必要です。

年金手帳、印鑑をお持ちのうえ、役場年金係又は川内社会保険事務所へ「国民年金被保険者種別変更届」を提出してください。

なお、平成21年度の国民年金の保険料(定額)は、月額14,660円です。

●保険料の免除制度があります

保険料を納めることが困難な場合には、申請によって保険料の納付が免除される制度があります。

また、退職(失業)による特例免除もありますので、該当する方は積極的に活用しましょう。

■保険料を一部納付したのと同じ = 保険料の納付を免除された期間の年金額の計算は、保険料を納付した場合と比較して3分の1となります。

■万が一の際にも確かな保障 = 病気や事故で重い障害が残ったときの障害年金や一家の働き手が亡くなったときの遺族年金など、免除承認期間については支給対象の期間とされます。

■特例免除は、退職(失業)された方の所得を除外して審査 = 通常であれば、申請者本人、配偶者及び世帯主の所得が審査の対象となりますが、特例免除は、退職(失業)された方の所得は審査の対象から除かれます。

■手続きについて = 年金手帳、印鑑、雇用保険受給資格者証の写しなど失業していることを確認できる公的機関の証明の写しをお持ちのうえ、役場年金係又は川内社会保険事務所へ「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を提出してください。郵送により手続きをしていただくこともできます。

●ねんきん定期便のご案内

保険料納付実績や年金額の見込みなど、年金に関する個人情報を被保険者の一人ひとりに分かりやすくお知らせし、ご確認を頂けるように「ねんきん定期便」の発送が4月より開始されます。同封のリーフレットを参照しながら、ご自身の年金加入記録などを確認しましょう。

この「ねんきん定期便」は、国民年金、厚生年金の被保険者の方に誕生月に届きますが、共済組合記録にかかる年金加入履歴は含んでおりません。共済組合における加入記録につきましては、各共済組合にお問い合わせください。

●学生の皆様へ

20歳以上の学生の方で、所得が少ない方は学生納付特例の申請ができます。この申請が承認されると、平成21年度の国民年金保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例中の怪我や病気で、重い障害が残った場合など、障害の状態により障害年金を受けることができます。申請をご希望される方は年金手帳、学生証をご持参のうえ、役場又は社会保険事務所の窓口で手続きをしてください。

なお、平成21年2月までに学生納付特例の承認を受けた方には申請書(ハガキ)が届きますので、引き続き同じ学校に在学される方で平成21年度も学生納付特例をご

希望される場合は、必要事項をご記入のうえ、必ずご返送ください。

税務課 収納第1係 内線2113

●今月の納税について

軽自動車税 全期
【納期限 4月30日】
納税は、便利で確実な口座振替制度をご利用ください。

税務課 町民税係 内線2112

●軽自動車税の減免について

4月は、軽自動車税の納期ですが、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・精神障害者福祉手帳及び療育手帳のいずれかの交付を受けている方や身障者用構造改造車の所有者は、一定要件を満たす場合に限り、申請によって当該年度における軽自動車税の減免を受けることができます。

減免申請は、納付書と一緒に身障者手帳等・運転免許証・車検証・印鑑を持って、4月23日(木)までに下記へ申請してください。

■問い合わせ・申請場所
本庁税務課町民税係 内線2119
鶴田総合支所税務係 内線4214
薩摩総合支所税務係 内線6114

税務課 資産税係 内線2115

●固定資産課税台帳等縦覧について

平成21年度の固定資産課税台帳などの縦覧を次のとおり行います。縦覧は無料ですが、課税台帳の写しの交付は有料となります。

また、本人の場合は印鑑、代理人の場合は印鑑と委任状を持参ください。

■期間 = 4月1日(水)～6月1日(月)但し、土曜日、日曜日、祝日は除きます。

■時間 = 午前8時30分～午後5時

■場所 = 本庁税務課資産税係及び各総合支所税務係

■問合せ

本庁税務課資産税係 内線2115
鶴田総合支所税務係 内線4214
薩摩総合支所税務係 内線6114

福祉課 福祉障害係 内線2134

●心配ごと相談所

■日時・場所 = 毎週木曜日 午前10時～正午 宮之城ひまわり館

■問い合わせ
町社会福祉協議会 ☎52-1123

●無料法律相談所

■日時・場所 = 5月14日(木) 午後1時30分～午後4時 宮之城ひまわり館

■相談員 = 弁護士
希望される方は、さつま町社会福祉協議会に予約が必要です。1回につき6人以内を受け付けます。

■問い合わせ
町社会福祉協議会 ☎52-1123

健康増進課 健康増進係 内線2143

●健康診査日程などについて

■1歳6ヶ月児(H19,8生)健康診査 = 4月15日(水) 午後0時30分～午後1時受付 宮之城保健センター

■3歳児(H18,2生)健康診査 = 4月22日(水) 午後0時30分～午後1時受付 宮之城保健センター

■2歳6ヶ月児(H18,9生・10生) 歯科健康診査 = 5月7日(木) 午後0時30分～午後1時受付 宮之城保健センター

■すくすく育児相談 = 5月8日(金) 午前9時30分～午前10時30分 宮之城保健センター

■4～5ヶ月児(H20,12生)産婦健康診査 = 5月13日(水) 午後0時30分～ 宮之城保健センター

■母子健康手帳交付 = 4月27日(月) 5月11日(月) 午前9時30分～午前11時 宮之城保健センター 健康保険証、印鑑をご持参の上、ご夫婦でおいでください。

■フッ化物塗布 = 4月15日(水) 4月22日(水) 5月7日(木) 午後3時～午後4時受付 宮之城保健センター

■総合健康相談 = 5月12日(火) 午前9時30分～午前11時 宮之城保健センター

●楽々健康ウォーク

みなさん、一緒に歩いて気持ちいい汗を流してみませんか?

■帝釈天桜コース = 4月12日(日) 午前8時～宮之城ひまわり館出発

■霊峰紫尾体感コース = 4月25日(土) 午前8時～平川宮農研修センター出発

広告

ちくりんスタンプ会 イベント情報

スタンプを貼り終えた台紙に、貼ってご利用ください。このシールを貼ってある台紙の分だけスタンプを3倍差し上げます。

有効期限
平成21年 4月30日まで

台紙 120冊 おひとり様
さあ スタンプ集めて ハワイへ行こう!
ハワイの旅 5日間

平成22年1月中旬 出発予定 受付締切り 平成21年10月末(予定)

詳細は ちくりんスタンプ会 まで ☎53-1141

■広告掲載料
・広報さつま 1枠 1万円 (縦6.0cm×横8.5cm)
・町ホームページ(行政サイト) 1月 8,000円
・てんがらなび(住民交流サイト) 1月 5,000円
詳しくは町ホームページをご覧ください。
http://www.satsuma-net.jp/